

令和3年度 第4回 福岡市地域公共交通会議

日 時：令和4年2月9日（水）10時00分～
会 場：エルガーラホール 7階 会議室2

会 議 次 第

1 開 会

2 議 題

- 1) アイランドシティにおけるオンデマンドバスの実証運行について 議題1
- 2) 今宿姪浜線における1日フリー乗車券の土曜日拡大について 議題2

3 報 告

- 1) 脇山支線（曲渕系統）の運行内容見直しの方向性について 報告1

4 閉 会

令和3年度 福岡市地域公共交通会議 委員等名簿

五十音順

所 属	氏 名	備考
福岡市自治協議会等7区会長会 代表	いしばし ゆういち 石橋 雄一	
九州運輸局 福岡運輸支局長	くぼ た やすひこ 久保田 靖彦	
一般社団法人 福岡市タクシー協会 専務理事	とみはら たけし 富原 毅	
一般社団法人 福岡県バス協会 専務理事	なかがわら たつや 中川原 達也	
福岡市七区男女共同参画協議会 代表	なかむら じゅんこ 中村 潤子	
西日本鉄道株式会社 執行役員 自動車事業本部副本部長 兼 計画部長	ひがし きんや 東 欣哉	
安川タクシー株式会社 代表取締役	やすかわ てつじ 安川 哲史	
西日本鉄道労働組合 自動車対策部長	やまもと よしみ 山本 義美	
福岡市 住宅都市局 都市計画部長	まつおか あつし 松岡 淳	会長

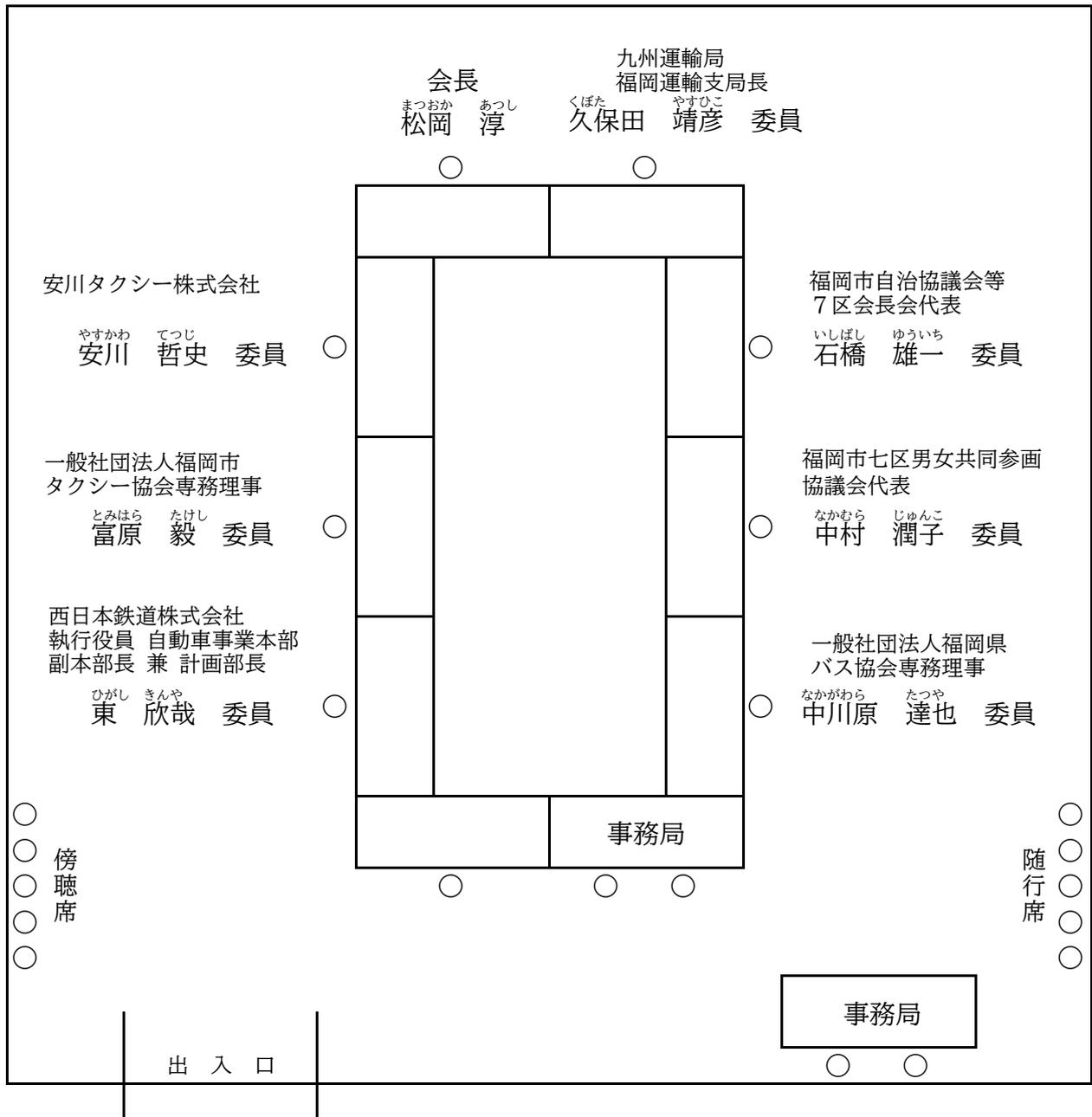
事務局

所 属	氏 名	備考
福岡市 住宅都市局 都市計画部 交通計画課長	たなか とよひさ 田中 豊久	
福岡市 住宅都市局 都市計画部 交通計画課 公共交通支援係長	なかむら よしひで 中村 嘉秀	

令和3年度 第4回 福岡市地域公共交通会議 座席表

日時：令和4年2月9日（水）10時00分から

会場：エルガーラホール 7階 会議室2



今回の議題の位置づけについて

今回の福岡市地域公共交通会議では、道路運送法に基づく協議及び、条例に基づく生活交通の確保のための施策に関する協議を行う。

■道路運送法（抜粋）

（一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金）

第九条第四項 一般乗合旅客自動車運送事業者が、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、国土交通省令で定めるところにより、地方公共団体、一般乗合旅客自動車運送事業者、住民その他の国土交通省令で定める関係者が当該運送に係る運賃等について合意しているときは、当該一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項及び前項の規定にかかわらず、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。これを変更しようとするときも同様とする。

■道路運送法施行規則（抜粋）

（法第九条第四項の合意しているとき）

第九条の二 法第九条第四項の合意しているときとは、同項の届出に係る運賃等について地域公共交通会議（地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な一般乗合旅客自動車運送事業及び第四十九条第一号に規定する市町村運営有償運送に関する協議を行うために一又は複数の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）又は都道府県知事が主宰する会議をいう。以下同じ。）又は協議会において協議が調っているときとする。

（地域公共交通会議の構成員）

第九条の三 地域公共交通会議は、次に掲げる者により構成するものとする。

- 一 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事その他の地方公共団体の長
 - 二 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
 - 三 住民又は旅客
 - 四 地方運輸局長
 - 五 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- 2 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、地域公共交通会議に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。
- 一 路線を定めて行う一般乗合旅客自動車運送事業又は第四十九条第一号に規定する市町村運営有償運送について協議を行う場合には、次に掲げる者
- イ 道路管理者
 - ロ 都道府県警察
 - 二 学識経験を有する者その他の地域公共交通会議の運営上必要と認められる者

■地域公共交通会議の目的「地域公共交通会議の設置及び運用に関するガイドライン」（抜粋）

「地域公共交通会議」は、地域の实情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項、市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項、その他これらに関し必要となる事項を協議するため設置するものとし、地域の需要に即した乗合運送サービスが提供されることにより地域住民の交通利便の確保・向上に寄与するよう努めるものとする。

■公共交通空白地等及び移動制約者に係る生活交通の確保に関する条例（抜粋）

第3章 福岡市地域公共交通会議

第12条 この条例の適正な運用を図るため、福岡市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を置く。

2 交通会議は、次に掲げる事項について、調査、協議及び関係者の意見の調整の事務を行う。

(1) 生活交通の在り方に関する事項

(2) 特別対策区域に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、市民の生活交通の確保に関し市長が必要と認める事項

3 交通会議は、道路運送法に基づく地域公共交通会議を兼ねるものとし、前項の事務のほか、同法に定められた協議を行う。

4 交通会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

報告1

議題2

議題1

議題 1

アイランドシティにおけるオンデマンドバスの実証運行について

1. 趣旨

アイランドシティにおけるオンデマンドバスの実証運行については、平成30年度第4回福岡市地域公共交通会議の議決を経て、平成31年4月25日より運行開始しており、公共交通の利便性向上に資することから、実証運行期間の延長について会議に諮るもの。

2. 路線概要

- (1) 運行事業者 西日本鉄道株式会社
- (2) 運行の態様 区域運行（道路運送法施行規則第3条の3 第3号）
- (3) 営業の区域
アイランドシティ地区（東区香椎照葉1～7丁目、みなと香椎1～3丁目）、
イオンモール香椎浜（東区香椎浜3丁目）
- (4) 運行の区域
アイランドシティ地区（東区香椎照葉1～7丁目、みなと香椎1～3丁目）、
イオンモール香椎浜（東区香椎浜3丁目）～御幸町バス停付近（千早6丁目）、
千早駅（千早4丁目）
- (5) 利用種別
営業の区域内 ⇔ 営業の区域内：利用可（○）
営業の区域内 ⇔ 営業の区域外：利用可（○）
営業の区域外 ⇔ 営業の区域外：利用不可（×）



(6) 運行形態

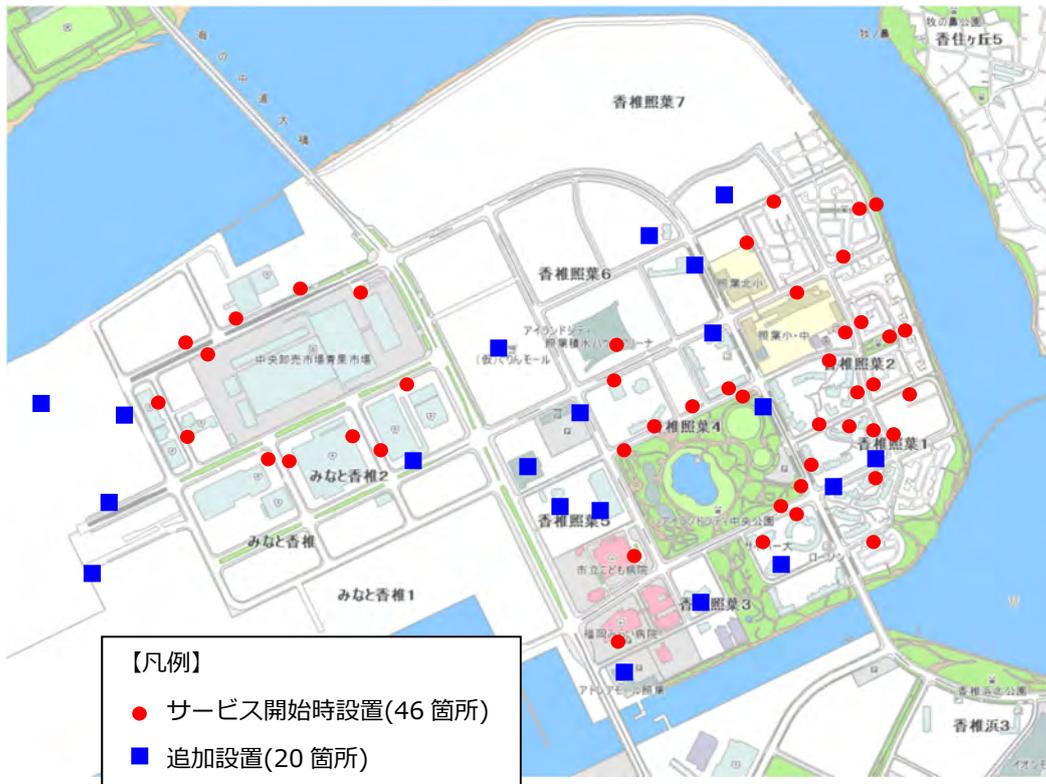
予約のあるミーティングポイント及び乗降場所間を効率的に運行

(7) 運行経路

予約に基づきシステムが自動生成した経路を運行

(8) ミーティングポイント及び乗降場所

○アイランドシティ地区内（ミーティングポイント） <R4.2.1現在>



※ミーティングポイントの設置については、今後、事業者にて関係者と協議が整い次第、随時変更追加予定。結果について、事務局より地域公共交通会議にて報告する。

○アイランドシティ地区外（乗降場所）

<R4.2.1現在>



○ミーティングポイント設置状況

①路面貼り付け型



②敷地内置き型



(9) 運行車両

使用車両：ワンボックス車両(乗車(運転手除く)9名) 5台

※乗車定員8名で運用

※需要を踏まえ、時間帯別に運行車両台数は変動予定

※折りたたみ式車いすでの乗車は可

利用者が一般タクシーと区別できるように車体にサービス名称を明示



(10) 運行時間

運行時間帯 : 平日・土曜日 6:00~22:00 頃

日祝日 7:30~21:00 頃

※いずれも予約時間内に受け付けた運送の完了まで

運行間隔 : 「アイランドシティ地区⇒地区外⇒地区内」を1便と仮定し、
1時間当たり2便~10便(1台あたり2便/時間)

※運行時間帯を変更する場合は、事業者にて関係者と協議のうえ、必要な手続きを行うことも出来るものとする。その場合、結果について事務局より地域公共交通会議にて報告する。

(11) 予約方法

予約方法 : 事前に会員登録の上、アプリまたは電話で予約する。

予約・取消受付 : アプリ予約は 24 時間

電話予約は 9:30~18:30 まで (土日祝除く)

いずれも 2 日前から受付。



スマホアプリ上で、
簡単に出発地/目的地を設定

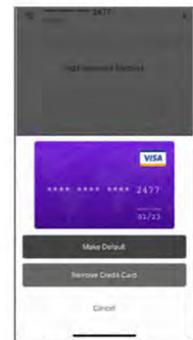
予約確定



直ぐに最適な車両を配車。乗降ポイント、
車両情報、到着予想時刻等をご案内



自宅、職場等、日々の往来場所は事前
登録によりワンクリックで行き先指定可能



クレジットカードまたはnimocaによる
キャッシュレス決済

(12) 運賃

種類	額および適用方法			
	アイランドシティ 地区内	アイランドシティ ～ イオンモール香椎浜	アイランドシティ ～千早駅 (御幸町)	イオンモール香椎浜 ～ 千早駅(御幸町)
大人 12 歳以上(中学生以上)	200 円	300 円	400 円	300 円
小児 6 歳以上 12 歳未満(小学生)	100 円	150 円	200 円	150 円
幼児 1 歳以上 6 歳未満 (未就学児)	無料 旅客 1 名につき 2 名迄 単独乗車は 100 円	無料 旅客 1 名につき 2 名迄 単独乗車は 150 円	無料 旅客 1 名につき 2 名迄 単独乗車は 200 円	無料 旅客 1 名につき 2 名迄 単独乗車は 150 円
障がい者	100 円	150 円	200 円	150 円

※西鉄バスの各種乗車券及び定期券はご利用いただけません。

(13) 割引等

割引の種類	概要	クーポン額&付与ポイント	適用開始時期
アプリ初回ダウンロード特典	会員1名につき1回、クーポンコードを発行	400円分	サービス開始時 平成31年4月25日 より運用
多頻度割引	1か月間で3,000円ご利用いただく毎に、クーポンコードを発行	300円分	
乗継ポイント	オンデマンドバスと路線バスの乗継利用で登録記名式ニモカカードにポイントを付与 ※オンデマンドバスはクレジットカードorニモカ、路線バスはニモカ決済の場合に限る	50ポイント ※小児・幼児・障がい者割引運賃適用者は25ポイント	
e定期	アプリ上で使える電子定期券(1か月)をアプリ上で発行(本人限り有効) ・大人1ヶ月16,200円(税込) ・小人・障がい者1ヶ月8,100円(税込) ※本券利用時は多頻度割引の適用無し		令和元年11月1日より販売・運用開始
eチケット	アプリ上で使える電子乗車券をアプリ上で5,000円(税込)で発行 ※本券利用時は多頻度割引の適用無し	ボーナスクーポン600円分付与	令和元年11月1日より販売・運用開始
	アプリ上で使える電子乗車券をアプリ上で2,000円(税込)で発行 ※本券利用時は多頻度割引の適用無し	ボーナスクーポン200円分付与	令和3年7月5日より販売・運用開始
1乗車100円	イベントに合わせ1乗車100円(誰でも可)	—	令和3年7月22日 令和3年12月25日 ※毎年度2回程度を予定
オフピーク利用者クーポン付与施策	10:00～15:00の時間帯にご利用頂く毎にクーポンコードを発行(大人区分のみ対象)	100円分	令和3年9月1日～ 令和4年3月31日

※割引の種類・適用期間・適用額については、事業者にて関係者と協議のうえ、必要な手続きを行い実施する。結果について、事務局より地域公共交通会議にて報告する。

※1日乗車券以外はアプリ利用による付与。

(14) 運行期間 ※今回変更箇所

旧(現行)	平成31年4月25日から令和4年4月24日まで
新(変更)	平成31年4月25日から 令和5年4月24日 まで

3. 地域との協議状況

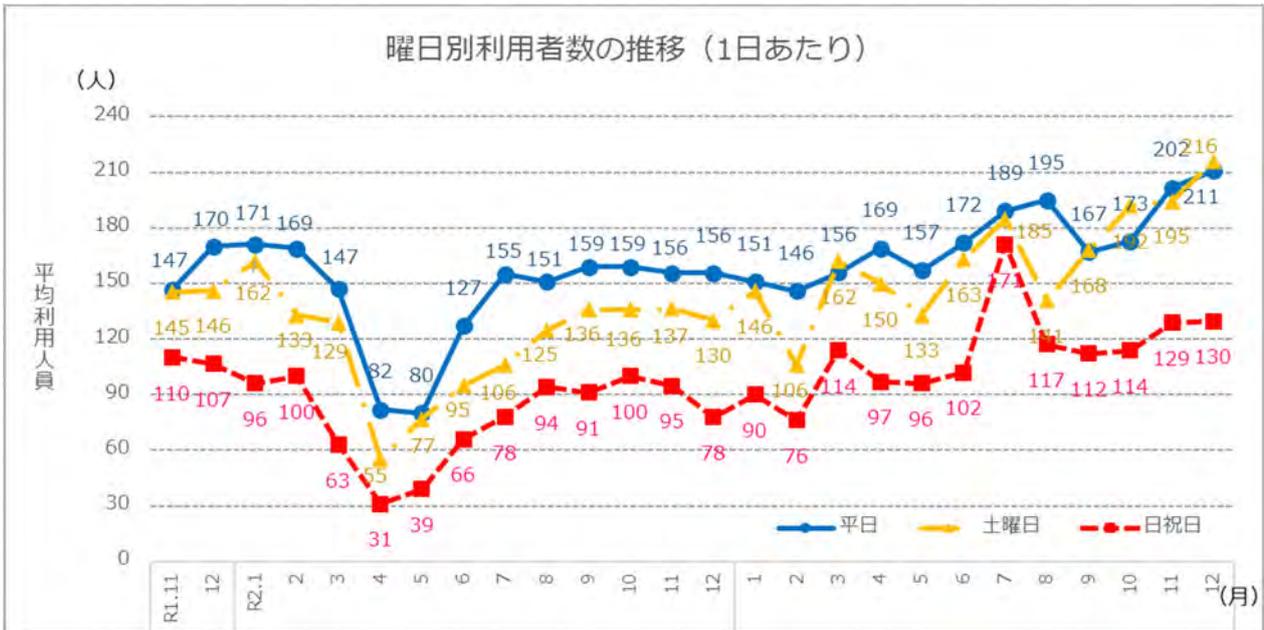
地域(照葉・照葉北校区自治協議会)へ説明を行っている。

4. 議決事項

実証運行期間の延長 **第4期：令和4年4月25日～令和5年4月24日(1年間)**

第3期：令和3年4月25日～令和4年4月24日(1年間)
(令和2年度第2回福岡市地域公共交通会議 議決)
第2期：令和2年4月25日～令和3年4月24日(1年間)
(令和元年度第3回福岡市地域公共交通会議 議決)
第1期：平成31年4月25日～令和2年4月24日(1年間)
(平成30年度第4回福岡市地域公共交通会議 議決)

【参考】利用者数の推移（1日当たり、時間帯別）



【参考】アイランドシティ地区周辺の路線バス

〈R4.2.1 現在〉



議題 2

今宿姪浜線における1日フリー乗車券の土曜日拡大について

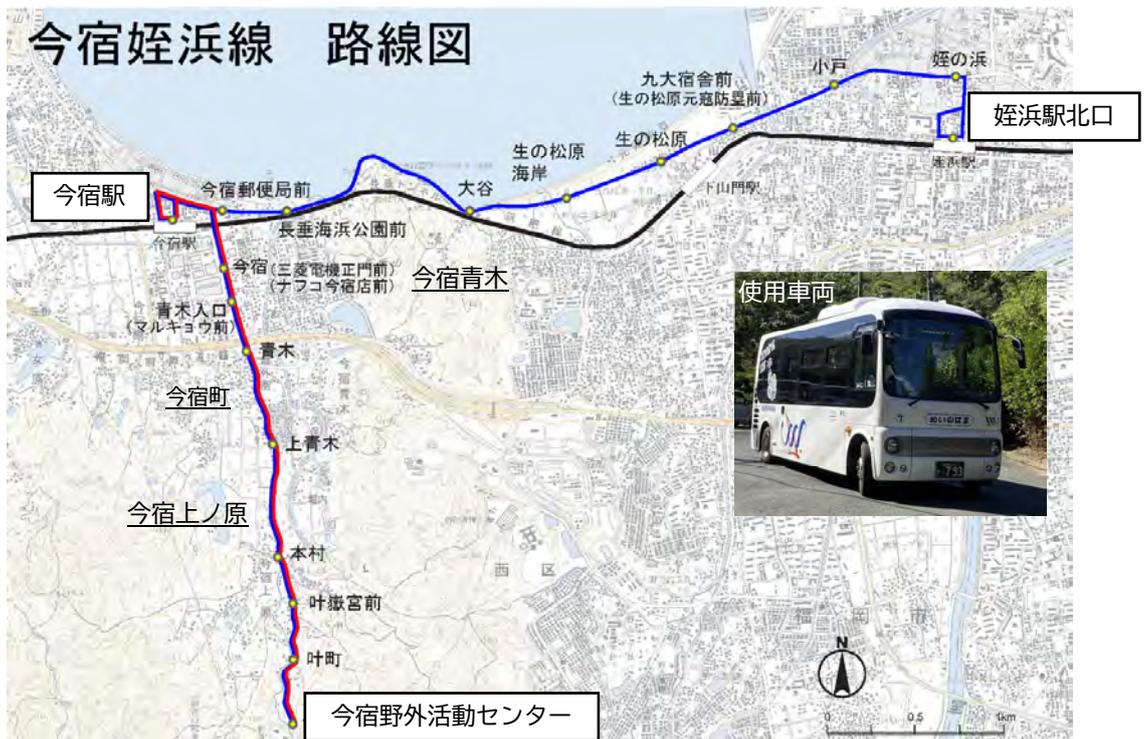
1. 趣旨

西区で運行されている乗合バス今宿姪浜線については、平成17年10月に運行事業者より廃止の申し出があり、これに伴い西区今宿上ノ原等が公共交通空白地となることから、市が運行経費の補助を行い、平成18年11月から1年間の社会実験を経て、平成19年11月から代替交通の本格運行がなされている。

コロナ下で利用者が減少する中、日祝日限定で実施している1日フリー乗車券について、土曜日を追加することで路線の利用促進を図るため、運賃の割引等について会議に諮るもの。

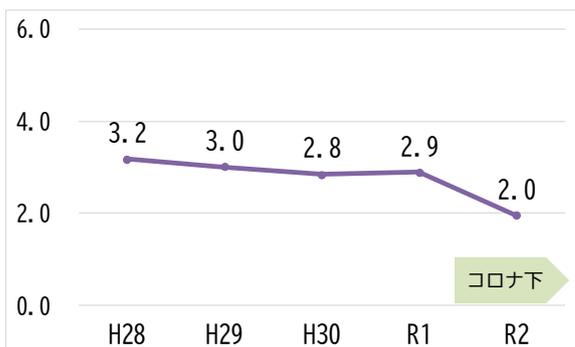
2. 路線概要

- (1) 運行事業者 株式会社姪浜タクシー
- (2) 運行の態様 路線定期運行（道路運送法施行規則第3条の3 第1号）
- (3) 運行区間 今宿野外活動センター ～ 今宿駅 ～ 姪浜駅北口
- (4) 使用車両 小型バス（定員：32名（座席18 立席14）乗務員除く）
- (5) 運行便数 平 日：10.0往復（7:10～20:00）
土・日祝日：8.0往復（7:30～19:17）

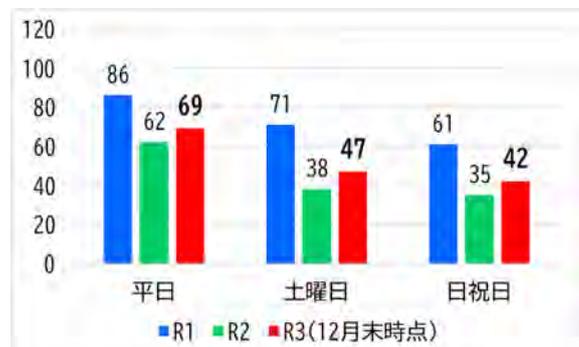


<参考> 利用状況

①年度別利用者数（万人/年度）



②曜日別1日平均利用者数（人/日）



報告 1

脇山支線（曲渕系統）の運行内容見直しの方向性について

1. 路線概要

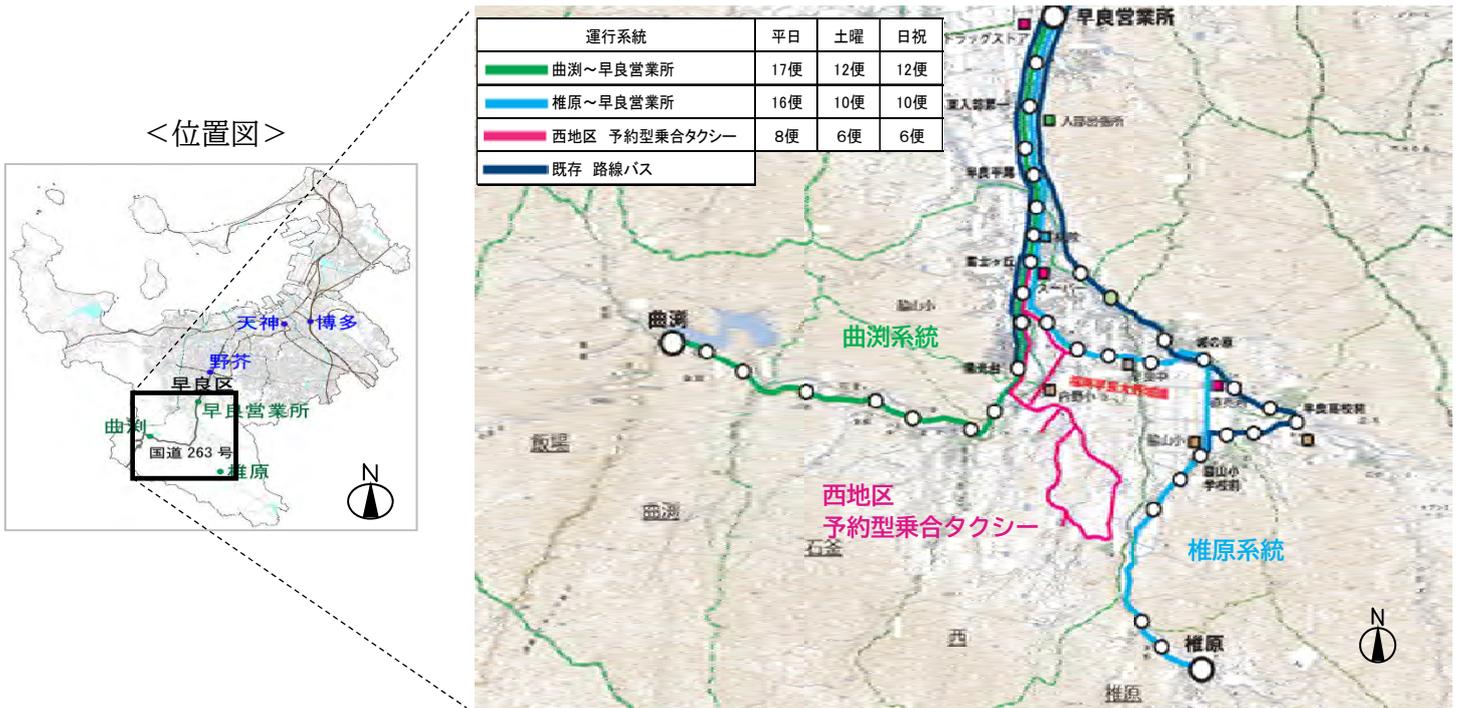
早良区南部地域を運行する脇山支線は、平成 21 年 3 月に運行事業者から廃止の申し出があり、これに伴い飯場、曲渕、石釜、西、椎原の各地区が公共交通空白地となることから、平成 22 年 4 月より運行経費に補助することで代替交通を確保している。

早良区南部地域バス連絡協議会（地域、交通事業者、行政で構成）において、利用実態等を踏まえながら協議を行っており、平成 30 年 3 月には、バスルート変更や予約型乗合タクシーの導入といった運行内容の見直しを行い、利便性向上を図っている。

（経緯）

- 平成 21 年 3 月 路線バス脇山支線の廃止申し出
- 平成 21 年 7 月 早良区南部地域バス連絡協議会の設置（地域、交通事業者、福岡市）
- 平成 22 年 4 月 西日本鉄道㈱より代替交通運行開始
- 平成 30 年 3 月 運行内容見直し（ルート変更、予約型乗合タクシー導入（大字西地区））

<脇山支線路線図>



（脇山支線沿線地区の現状）

- 人口 12,975名
- 世帯数 5,876世帯
- 高齢化率 34.2%（福岡市全体22.5%）

〔脇山、内野、曲渕、早良、入部校区の一部の値〕
 （令和3年9月末現在住民基本台帳による）

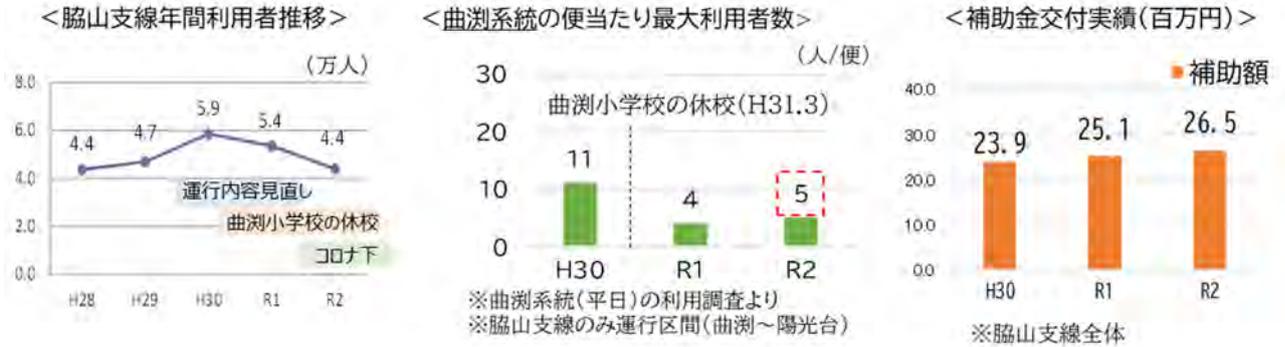


- ・路線バス脇山支線
使用車両：中型バス（定員：約 55 人）
- ・大字西地区乗合タクシー※事前予約制
使用車両：小型タクシー（定員：4 人）

2. 運行内容見直しの方向性について

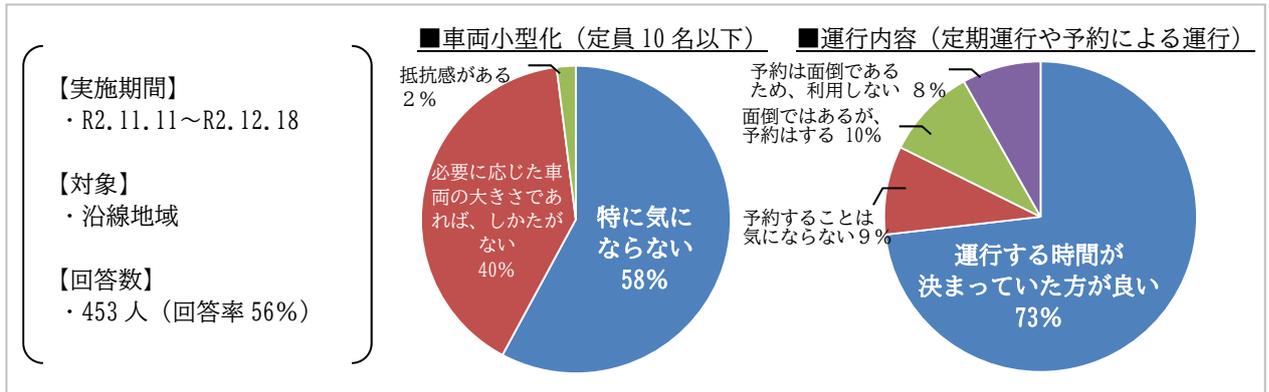
(1) 現在の課題・状況

- 平成31年3月の曲渚小休校や新型コロナウイルス感染症の影響等に伴い、利用者数が減少
- 特に曲渚系統は、小学校休校により利用者が少ない状況



(2) 協議状況

- 曲渚系統の利用状況や地域ニーズを把握するため、令和2年にアンケート調査を実施
(主な結果) 現行のように運行時間帯が決まっていた方が良い
車両の小型化は特に気にならない 等



- 令和3年3月にバス連絡協議会を開催、「曲渚系統を中型バスからジャンボタクシー車両に変更した路線定期運行」で検討を進めることで合意
- 令和3年度より「曲渚系統運行検討会」立ち上げ、運行内容見直しについて協議、地域説明等を実施。
- 令和4年1月にバス連絡協議会において、運行内容見直しの方向性について合意

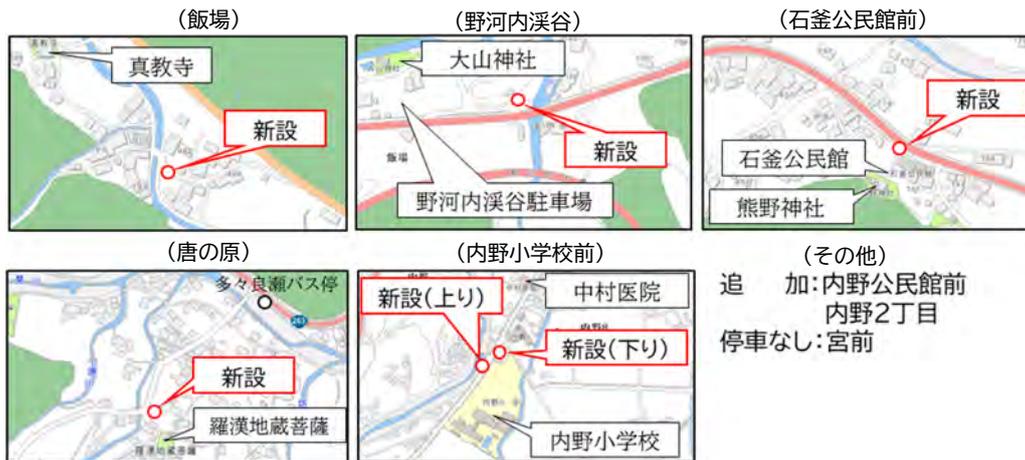
(3) 運行内容見直しの方向性

- 地域の意見や利用実態をふまえ、以下のとおり運行内容を見直し、利便性の向上等を図る。

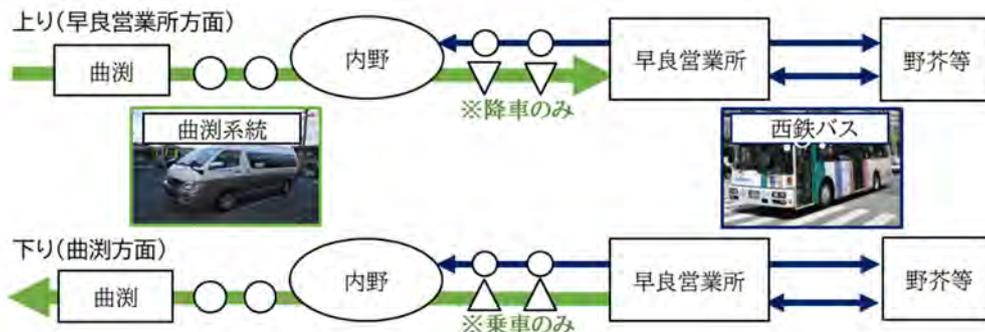
- ・ 曲渚地区から早良営業所までの路線定期運行
- ・ 運行車両を中型バスからジャンボタクシーへ変更
- ・ これまで中型バスで運行が難しかった集落へのバス停追加や本数を増便
※内野公民館や内野小学校等がある道路へバスルートを変更し利便性向上を図る

(4) 運行内容見直し案

- 運行の態様 路線定期運行（道路運送法施行規則第3条の3 第1号）
- 運行車両 ジャンボタクシー（定員9名）※乗務員除く
- 運行ルート バスルート変更、曲淵から内野小学校等を経由し早良営業所まで運行
- 運行本数等 現行ダイヤを基本に、平日に曲淵～陽光台間の2便増便予定(平日17→19便)
※昼間時間帯に飯場等の集落へ運行
- バス停 5箇所新設（飯場、野河内溪谷、石釜公民館前、唐の原、内野小学校前）



- 乗降方法 既存路線バスが運行している区間の乗降を限定し、効率的な運行を図る。



※陽光台～早良営業所間内の移動は既存バス（西鉄）利用

- 運賃 距離に応じて150円～300円で設定予定（50円単位で支払を簡便化）
（例）曲淵～早良営業所:300円、石釜公民館前～早良営業所:250円
※曲淵・飯場地区から陽光台までの区間は一律150円
※小学生、障害者は半額（例）150円→80円
- 支払方法 現金払い等
- 割引等 高齢者乗車券、福祉乗車券を導入（「回数券」等を予定）
11枚綴りで1回分無料の回数券を検討
学生の通学、65歳以上の方向けの定期券（1ヶ月6,000円）を検討
- 市補助金 運行に関し必要となる経費は、福岡市生活交通確保バス運行補助金の対象とし、要綱に基づき交付する

<運行内容比較>

変更箇所は太字

	現行	見直し案
運行の態様		路線定期運行
運行車両	中型バス (定員55名)	ジャンボタクシー (定員9名)
運行ルート	曲渚～陽光台～早良営業所	曲渚～石釜公民館前～陽光台 (折り返し)～ 内野小学校前～早良営業所 ※昼間時間帯 飯場・野河内溪谷～曲渚～石釜公民館付近～唐の原 ～陽光台 (折り返し)～内野小学校前～早良営業所
運行ダイヤ	平日：7～20時台 土日祝日：7～19時台	
運行本数	平日：17便 (上り8便、下り9便) 土日祝：12便 (上り6便、下り6便)	平日：19便 (上り9便、下り10便) 土日祝：12便 (上り6便、下り6便) ※うち飯場等へ平日6便、土日祝日8便運行
バス停	19箇所	25箇所
乗降方法	-	乗降場所を限定
運賃	170円～360円	150円～300円
支払方法	現金	○
	定期券等	ICカード、定期券等
	高齢者乗車券 ・福祉乗車券	交通用福祉ICカード
		○
		定期券、チケットを検討
		回数乗車券を導入

<運行内容見直しイメージ図>



注) 詳細な運行計画 (ダイヤ等) は、運行事業者決定後に地域等と協議のうえ決定

3. 今後の進め方

運行事業者の公募等を行い、令和4年秋（10月）を運行見直し実施目標とし、関係者と協議・検討を進めていく。



※その他、運行開始まで車両準備や運輸局申請など諸手続きあり

福岡市地域公共交通会議規則

平成22年12月27日

規則第135号

改正 平成24年 8月16日規則第112号

平成26年 3月31日規則第89号

平成28年 3月28日規則第43号

(趣旨)

第1条 この規則は、公共交通空白地等及び移動制約者に係る生活交通の確保に関する条例（平成22年福岡市条例第25号。以下「条例」という。）第12条第4項の規定に基づき、福岡市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(交通会議の組織)

第2条 交通会議は、会長及び委員19人以内で組織する。

(会長)

第3条 会長は、住宅都市局都市計画部長をもってこれに充てる。

- 2 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(委員)

第4条 委員は、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第9条の3に規定するところにより、市長が任命する。

- 2 委員の任期は、3年とする。ただし、任期中であってもその本来の職を離れたとき等は、委員の職を失うものとする。
- 3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第5条 前条の規定による委員のほか、特別の事項について調査、協議及び関係者の意見の調整の事務（以下「調査等の事務」という。）を行うため必要があるときは、交通会議に臨時委員若干人を置くことができる。

- 2 臨時委員は、市長が任命する。
- 3 臨時委員は、当該特別の事項についての調査等の事務が終了したときは、解任されるものとする。

(交通会議の運営)

第6条 交通会議の会議は、条例第9条第2項の規定により、市長が交通会議の意見を聴くときその他会長が必要と認めるときに、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となり、議事を司会する。
- 3 交通会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 交通会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事会)

第7条 会長が必要と認めるときは、道路運送法（昭和26年法律第183号）に定められた協議を行うため交通会議に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の委員は、次に掲げる者のうちから会長が選任する。

- (1) 本市の住民
- (2) 関係事業者の職員
- (3) 本市の職員
- (4) その他幹事会の運営上必要と認められる者

(交通会議の庶務)

第8条 交通会議の庶務は、住宅都市局都市計画部交通計画課において処理する。

(平成24規則112・平成26規則89・平成28規則43・一部改正)

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成22年12月28日から施行する。

附 則（平成24年8月16日規則第112号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月31日規則第89号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月28日規則第43号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

福岡市地域公共交通会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福岡市地域公共交通会議規則（平成22年福岡市規則第135号。以下「規則」という。）第9条の規定に基づき、福岡市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の開催手続)

第2条 会長は、規則第6条に規定する交通会議の会議を開催しようとする場合は、会議の日時、場所、案件等をあらかじめ、委員及び当該議事に関係のある臨時委員に対して通知するものとする。

(委員の代理)

第3条 交通会議の会議における委員及び臨時委員の代理は、これを認めない。ただし、道路運送法施行規則第9条の3第4号に規定する委員にあつては、会長の許可を得て、当該委員が委任する当該機関の職員をもって代理させることができる。

(会議の議事進行)

第4条 福岡市地域公共交通会議規則第6条第2項に規定する議長（以下「議長」という。）は、交通会議の会議を主宰し、議事を進行する。

- 2 議長は、議事について、必要に応じて市の関係職員に説明及び資料の提出を求めることができる。
- 3 議長は、会議の秩序を維持するために必要な指示を出すことができる。

(傍聴の取扱)

第5条 交通会議の会議は、原則公開とし、傍聴することができる。ただし、議長は、必要があると判断したときは、会議に諮って傍聴を認めないことができる。

- 2 傍聴人は、静穏に傍聴する等、傍聴中は議長の指示に従わなければならない。
- 3 議長は、会議における議事の進行及び秩序維持のために必要があり、かつ、傍聴人が前項の指示に従わないときは、退室を求めることができる。

(会議録)

第6条 会長は、交通会議の会議録を作成し、住宅都市局にて保管させるものとする。

- 2 会議録は、交通会議における議事の内容を文書により記録する。
- 3 会議録は、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号）第7条の各号にある非公開情報の部分を除き公開するものとする。

(書面開催)

第7条 次に掲げる事項について、会長は、必要と認めるときに、書面により委員の賛否を求め、その結果をもって交通会議の議決に代えることができる。

- (1) 運行時刻の変更

- (2) 運行回数を増加する変更
 - (3) 停留所の新設並びに位置又は名称の変更
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、会長が軽微な事案又は緊急の決定を要する事案と判断したもの
- 2 前項に規定する場合においては、第3条の規定にかかわらず、委員及び臨時委員の代理は、これを認めない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数からの書面による回答が得られなければ、交通会議の議決とすることができない。
- 4 規則第6条第4項の規定は、第1項の議決について準用する。この場合において、規則第6条第4項中「出席した」とあるのは「書面により回答した」と、「議長」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。
- 5 第1項に規定する議決をおこなった場合、会長はその結果を書面により速やかに委員及び当該議事に関係のある臨時委員に報告するとともに、次回の会議において報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成23年 3月22日から施行する。

この要綱は、平成25年 7月 4日から施行する。